

仕様書

1 備品の概要

①倒像鏡

- ・台数 1台
- ・取得年 不明

②レーザー用レンズ

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

③診察用レンズ

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

④遮光眼鏡テストレンズセット

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑤検眼レンズセット

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑥フレネル膜プリズム検眼セット

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑦ロービジョン拡大鏡セット

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑧スキアスコープ、板付きレンズ

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑨ラングステレオテスト1、2

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑩直像鏡

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

⑪外来処置器具

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

涙点拡張針、涙道ブジー、小児用開瞼器（大中小）、未熟児鉤、
スプリング剪刀、睫毛鑷子、コリブリ鑷子、角板

⑫手術用器具

- ・台数 1式
- ・取得年 不明

白内障セット・PEAセット 2セット、翼状片セット・ゴルフ刀、持針器・
縫合鑷子 2セット、バンガータ開瞼器（左右1組）、池田氏マイクロ鑷子、
八重氏マイクロ剪刀、IOLハンドル、CCC鑷子、IOLカッター、
エッカード氏ILM鉗子、カリパー、トリックマーカ―、プラグ鑷子、
クラウベクティス、眼内レンズ折り曲げ用鑷子、IOL鑷子、鋭匙、
挟瞼器（大中）

2 提出物及び報告

対象物品を買い取る際には、必ず買取証明書を作成し提出すること。

3 売却機器

(1) 売却機器の所有権

売却機器の所有権は、売却代金の納付をもって落札者に移転するものとする。

(2) 引取りに要する費用

売却機器の引渡しについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」第170条に準じ、物件の製造販売者に通知し、指示を受けるものとする。また、何れかの費用が発生する場合は落札者負担とする。

(3) 異議申立

売却機器の引渡し後は、その品質等について一切の異議を認めない。

4 その他

(1) 落札者は、売却機器について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。

(2) 売却機器の販売等を行う際は、必要な処理を行い、販売等に係る責任は落札者が負うものとする。

(3) 落札者は、搬出作業等で事故等が発生した場合には速やかに病院担当者に報告すること。

- (4) 引き渡し場所は残置場とし、引き渡しに係る一切の費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 疑義が生じた場合は病院担当者に連絡をとり指示を受けること。